

建築物のユニバーサルデザイン化に係る制度について

- ・ 提言書本文に出てくる、国、東京都、日野市の制度の制定・施行状況は、以下のとおりです。
- ・ 国及び都の制度については、次ページ以降で、簡単に説明しています。

国		東京都		日野市	
平成6年	ハートビル法制定			昭和63年	福祉環境整備要綱制定
		平成7年	福祉のまちづくり条例 (自主条例)制定		
平成12年	(交通バリアフリー法制定)				
平成14年	ハートビル法改正 (自治体で内容強化が可能に)	平成15年	ハートビル条例制定		
平成18年	バリアフリー新法施行	平成18年	建築物バリアフリー条例 (委任条例)施行		

現在、日野市では、国の法律、東京都の条例、日野市の要綱に基づき、審査が行われています。

国の法律

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 の概要
(バリアフリー新法)

平成 18 年 12 月施行

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置



○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

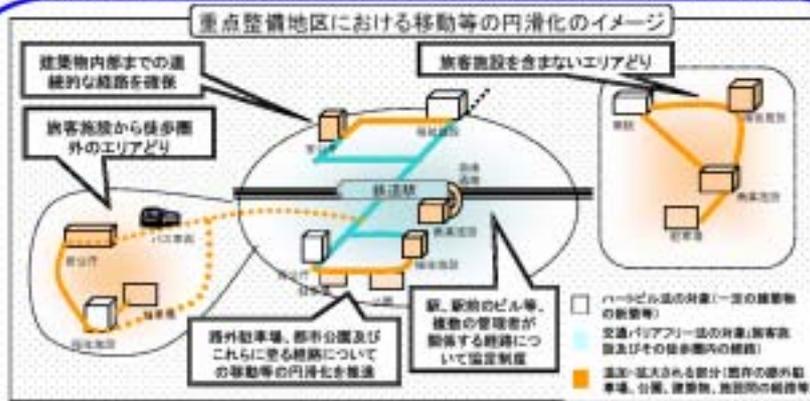
○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

新法で対象を追加

旧法からの統合
ハートビル法
(旧法)
<平成 6 年施行、
平成 15 年改正>

旧法からの統合
交通
バリアフリー法
(旧法)
<平成 12 年施行>

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

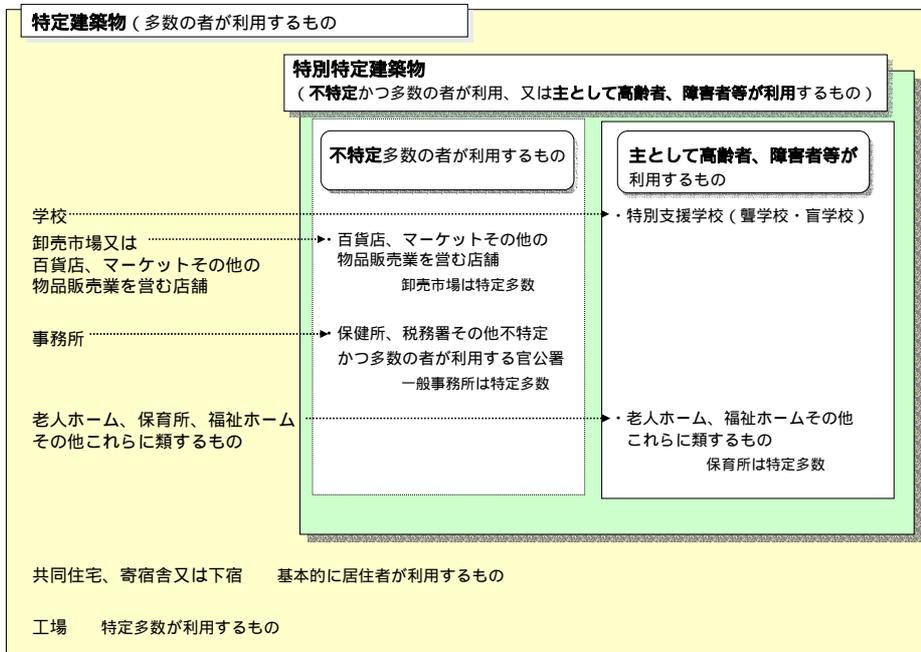
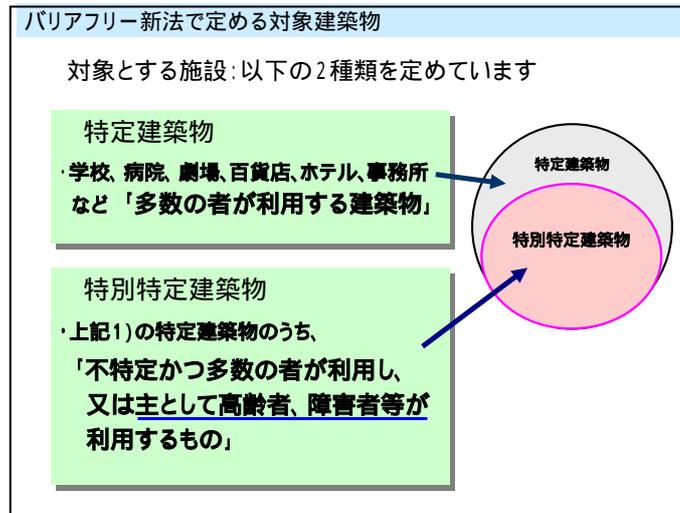
○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

ハートビル法(旧法)の平成 15 年改正

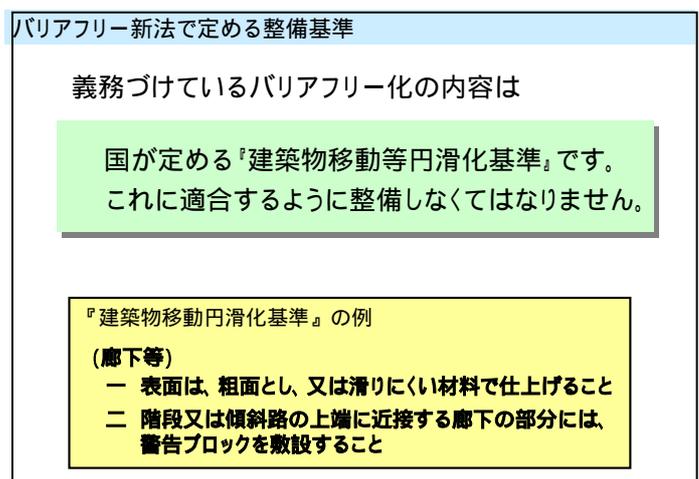
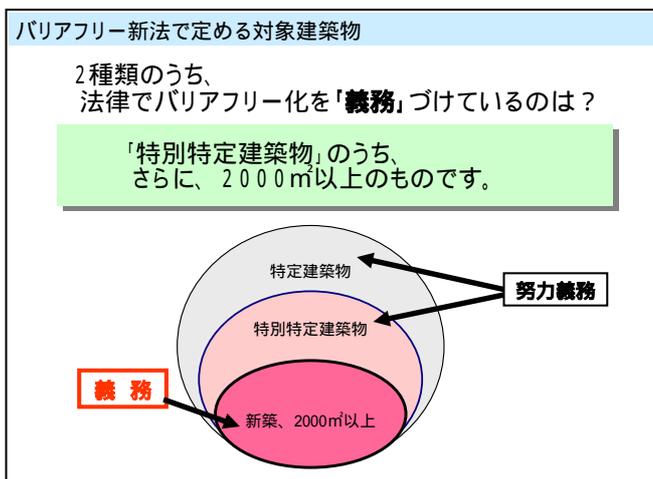
平成 6 年制定時：デパートやホテルなど「不特定多数の人が利用する」建築物を**特定建築物**とし、建築主は、高齢者や身体障害者などが、円滑に利用できるように措置を講ずることが「**努力義務**」となりました。

平成 14 年改正（施行は平成 15 年）：「**不特定多数でなくとも、多数の人が利用する**」学校などにも**特定建築物**の範囲を拡げました。併せて、特別特定建築物の建築等について、利用円滑化基準に適合することを「**義務付け**」ました

建築物に係る部分の概要



下記の義務対象施設を建築する際は、整備基準に適合するように整備する必要があります。
整備基準への適合は、建築確認で確認されます。



なお、地方公共団体が条例を定めて、特別特定建築物の種類や規模を拡大したり、整備基準付加することができます。

東京とは既に、委任条例「建築物バリアフリー条例」を定めて、特別特定建築物の種類や規模を拡大と整備基準の付加を行っています。

施設の範囲については、提言書本文をご覧ください。

東京都の対応は？ 既に委任条例を制定！

・東京都は、既に、「建築物バリアフリー条例」を定めて、
対象建築物の範囲の拡大
整備基準の追加(強化)
を行っています。

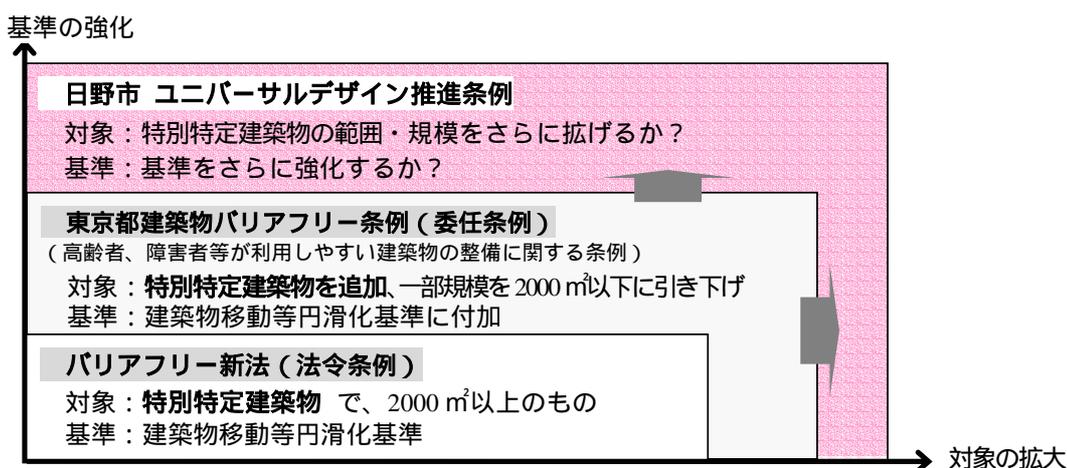
・整備を誘導する手法は、国の法律どおり、
『建築確認』です。

自主条例と委任条例について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく『**委任条例**』
日野市が独自に定める『**自主条例**』

【委任条例】東京都では、世田谷区のみ制定

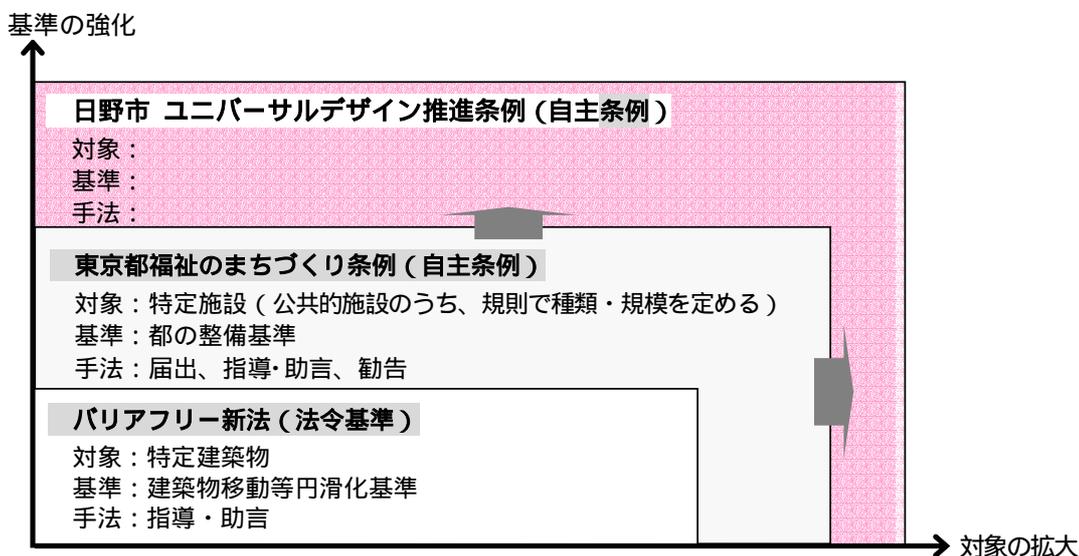
- ・バリアフリー新法に基づく条例です。「地方自治体がその内容を条例で定めることにより、対象を拡大したり、基準を強化（付加）することができる」とされているものです。
- ・遵守を担保する手法は「**建築確認**」です。確認なしでは建築できないため、強制力があります。
- ・建築確認は、市の建築指導課や民間検査機関が行っています。



特別特定建築物：不特定かつ多数の者が使い、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定施設（政令で定めています）

【自主条例】都内では調布市、狛江市、府中市、町田市、小平市、世田谷区で制定

- ・日野市で**自主的に定める**条例です。
- ・遵守を誘導する手法としては、事前協議、届出、指導・助言、勧告などが考えられます。
- ・現在日野市では、「日野市福祉環境整備要綱」「日野市福祉のまちづくり整備基準」を定めており、適合を担保する手法は「**届出、指導・助言**」です。
- ・建築確認ほどの強制力はありません。



高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 の概要

(建築物バリアフリー条例)

平成 18 年改正施行

概 要

- ・東京都が定めた委任条例です。
- ・整備を担保する手法は建築確認です。
- ・具体的には、主に以下の事項について定めています。

対象規模の拡大

- ・法に定める病院、ホテル等に加え、共同住宅等も対象としています。

対象規模の引き下げ

- ・法に定める規模より、小さな建築物も対象としています。
- ・施設の範囲の詳細については、提言書本文をご覧ください。

整備基準の強化

- ・より使いやすくするために、出入口・廊下等の幅の強化や子育て支援施設の整備等を追加しています。

東京都福祉のまちづくり条例 の概要

平成 7 年制定、平成 8 年全面施行

概 要

- ・以下の一般都市施設と特定施設に対し、整備基準への適合を求めています。
- ・適合を求める強さと手続きは、次ページのとおりです。

○一般都市施設（整備基準への適合努力義務がある施設）

高齢者、障害者等の自立と社会参加を実現するため、すべての「不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設」を対象とします。

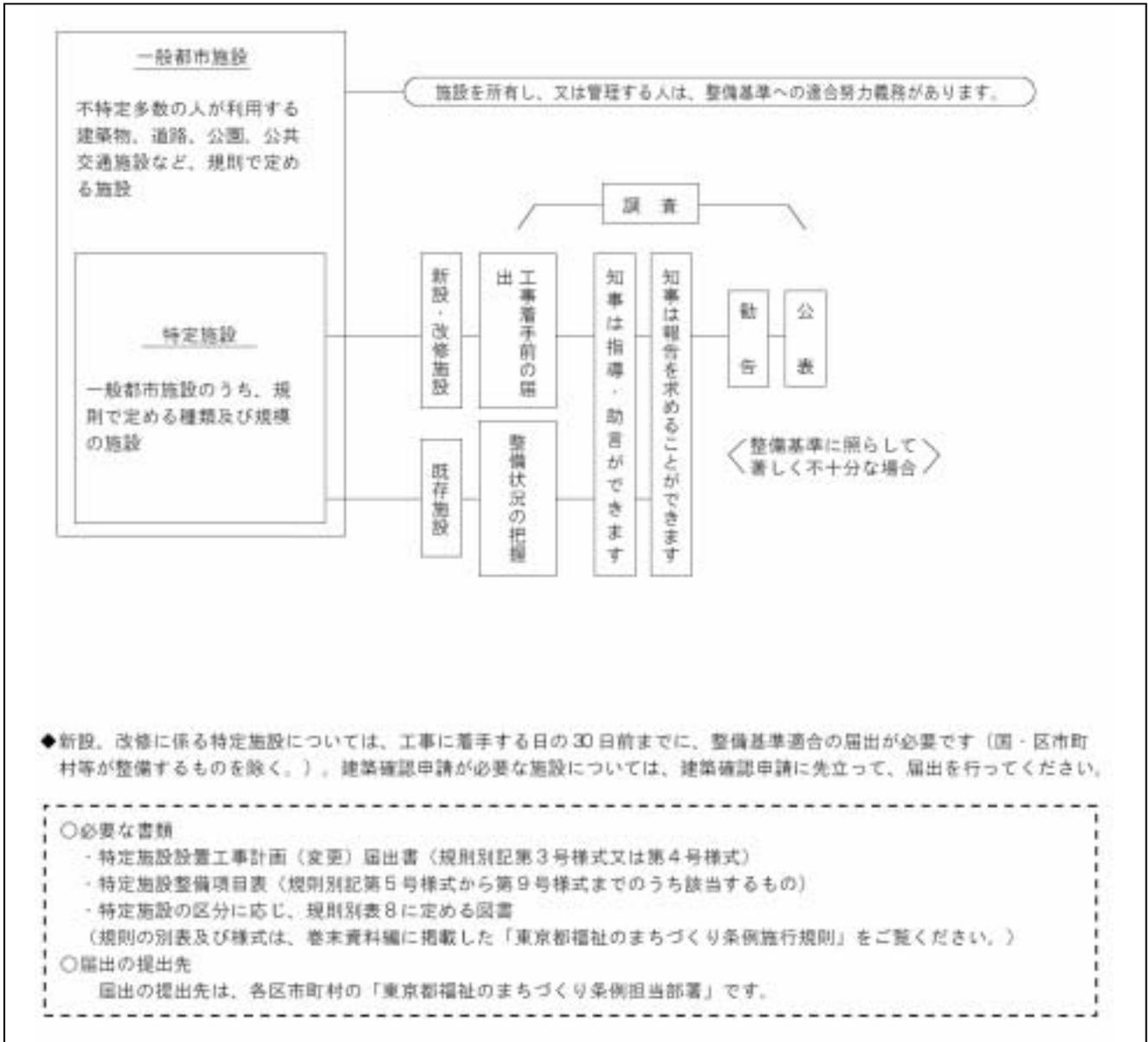
○特定施設（一般都市施設のうち、特に新設又は改修の際に、整備基準への適合について、着工前の届出が必要な施設）

高齢者、障害者等の地域における円滑な日常生活を支えていく観点に立ちつつ、事業者の負担や実効性の確保にも十分配慮して設定しています。

	一 般 市 街 設 施		特 定 施 設	
建 築 物	1	医療等施設	病院、診療所、助産所、施設所、薬局	すべて
	2	公益施設	官公庁施設、郵便局、保健所、税務署など	すべて
	3	福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	すべて
	4	学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校など	すべて
	5	自動車関連施設	一般公共駐車場	500㎡超
			自動車修理工場、自動車洗車場、ガソリンスタンド	200㎡超
			自動車教習所	1,000㎡超
	6	公衆便所	公衆便所	すべて
	7	集会施設	冠婚葬祭施設、集会場	200㎡超
			公民館など	200㎡超
			公会堂	すべて
	8	物品販売業を営む店舗	スーパーマーケット、百貨店、コンビニエンスストアなど	200㎡超
	9	飲食店	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店など	200㎡超
	10	サービス店舗	理髪店、銀行、クリーニング取次店など	200㎡超
	11	宿泊施設	ホテル、旅館など	1,000㎡超
	12	興行施設	劇場、観覧場、映画館、演劇場など	1,000㎡超
	13	文化施設	博物館、図書館、美術館など	すべて
	14	展示施設等	展示場、自動車展示場など	1,000㎡超
	15	運動施設	体育館、ホーリング場、スキー場、水泳場など	1,000㎡超
	16	遊興施設	キャバレー、ばちんこ店、競馬投票券発売所など	1,000㎡超
	17	公衆浴場	公衆浴場、クアハウスなど	1,000㎡超
	18	事務所	事務所（他の施設に附属するものを除く。）	3,000㎡超
19	工業施設	工場など	3,000㎡超	
20	地下街	地下街など	2,000㎡超	
21	複合施設	1 から 20 の施設の複合建築物	2,000㎡超	
22	共同住宅	共同住宅、寄宿舎など	5,000㎡超	
道 路	道路	道路法による道路	すべて	
公 園	公園、緑地	都市公園、児童遊園、都立公園、その他都立及び区市町村立公園など	すべて	
	庭園		—	
	動物園、植物園、遊園地		すべて	
公共交通施設	公共交通施設	鉄道の駅、軌道の停留場、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設	すべて	
路外駐車場	路外駐車場	建築物以外のもの	1,000㎡超	

* 特定施設の欄の面積は、建築物にあっては用途に供する部分の床面積、路外駐車場（建築物以外のもの）にあっては駐車場の用に供する部分の面積を表します。

施設の種別別に適合を求める強さと、手続き



- ・なお、東京都は現在、東京都福祉のまちづくり条例を平成21年4月改正施行に向けて見直し中です。この見直しでは、東京都の対象施設の範囲が大きく変わる可能性も視野に入れながら検討が進められています。

条例で同等以上の内容を定めた場合の、東京都福祉のまちづくりの適用除外について

- ・下記の条文に基づき、区市町村が条例で、都の条例の同等以上の措置を定めた場合は、東京都福祉のまちづくり条例が適用除外となり、区市町村の手続きに一本化できます。

東京都福祉のまちづくり条例 第26条
 一般都市施設の整備について、その存する区市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上に高齢者、障害者当が円滑に利用できる措置を講ずる事になるように定めている場合は、第12条（一般都市施設の整備基準への適合義務）第13条（整備適合証の交付）及び4章の規定（特性施設の整備）は、適用しない